

中国税務速報

2023年5月11日

1. 【**人力資源社会保障部、財政部、税務総局 2023 年第 19 号**】**人力資源社会保障部 財政部 税務総局**

企業の負担をさらに軽減し、活力を高め、雇用の安定を促進するため、国務院の同意を得て、失業保険および労働災害保険の保険料率の段階的引き下げに関して、以下のとおり公告します。

- 一．2023年5月1日以降、失業保険料率を1%に引き下げる政策を引き続き実施し、実施期間を2024年末まで延長します。省（区、市）の行政区内では、団体と個人の料率を統一し、個人の料率が団体の料率を超えないものとします。
- 二．2023年5月1日以降、『国務院弁公庁の社会保険料率引き下げ総合方案の発行に関する通知』（国弁発〔2019〕13号）の実施条件に基づき、引き続き労働災害保険料率の引き下げ政策を実施し、実施期間を2024年末まで延長します。
- 三．地方自治体は、失業保険と労働災害保険の基金運営分析を強化し、料率の引き下げと給付支給をバランスさせ、料率引き下げ政策の着実な実施を確保すると同時に、給付支給が全額、期限内に実施されることを確保して、制度運営の安全性、円滑性かつ持続性を担保しなければならない。
- 四．地方自治体は、引き続き国家の関連規定に基づいて、納付割合、納付基準などの関連政策をより一層標準化しなければならない、納付基準の引き下げや社会保険料の減免などの基金収入を減少させる政策は独自に実施してはならない。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5186021/content.html>

2. 【**財政部 税関総署 税務総局公告 2023 年第 5 号**】**2023 年中国輸出入商品交易会の会期中に販売される輸入展示品に対する税制優遇政策に関する通知**

2023年中国輸出入商品交易会の会期中に販売される輸入展示品に対する税制優遇政策に関する通知は以下のとおりです。

- 一．2023年中国輸出入商品交易会の会期中に販売される輸入展示品に対する税制優遇政策に関する通知（今年度の交易会の会期中に、各出展者が累計で享受できる、税制優遇の対象となる展示品のカテゴリーと販売数量または金額上限についてはリンクをご参照ください）。
- 二．税制優遇の対象となる展示品には、国により輸入が禁止されている商品、絶滅の恐れのある動植物及びその製品、タバコ、お酒、自動車、並びに「免税の対象外とされる重要な技術装備及び製品目録」に掲載されている商品は含まれません。
- 三．会期中に税制優遇措置の対象となる範囲を超えて販売される展示品のカテゴリーや販売額、また会期中に販売されず会期終了後も輸出されない展示品については、国の関連規定に基づいて適正に課税されます。
- 四．出展者リスト及び会期中に販売される輸入展示品リストは、主催者である中国対外貿易中心あるいは中国対外貿易中心集团有限公司により広州税関に一元的に申告されます。
- 五．税制優遇政策の対象となる会期中に販売される展示品については、税関は特定免税品に基づく追跡調査を行いません。
- 六．各展示会終了後6ヶ月以内に、中国対外貿易中心は財政部、税関総署、税務総局に政策の実施状況を報告しなければならない。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n377/c5192467/content.html>